

令和6年12月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和6年12月 2日(月)	開会	午前11時03分
		散会	午前11時16分
	12月 6日(金)	開会	午前 9時30分
		散会	午前 9時36分
	12月12日(木) 第1回	開会	午前 9時29分
		休憩	午前 9時36分
	第2回	再開	午後 0時16分
		散会	午後 0時18分
	12月20日(金) 第1回	開会	午前 9時32分
		休憩	午前 9時37分
	第2回	再開	午後 2時
		閉会	午後 2時 5分

場所 議会運営委員会室

出席委員 宇田川幸夫委員長

渡辺大副委員長、安藤友貴副委員長

逢澤圭一郎委員、千葉達也委員、吉良英敏委員、細田 善則委員、立石泰広委員、

荒木裕介委員、白土幸仁委員、中屋敷慎一委員、小島信昭委員、

水村篤弘委員、木村勇夫委員、深谷顕史委員、八子朋弘委員、伊藤はつみ委員

出席者 齊藤邦明議長、松澤正副議長

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史副知事、中山貴洋企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、今定例会に追加提案をお願いしたいと考えている議案につき、説明申し上げます。

まず、12月6日、一般質問初日に提案する議案につき説明申し上げます。サイドブックにある、「埼玉県議会令和6年12月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和6年12月定例会付議予定議案件名総括表」である。追加提案する議案は、予算1件と「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」などの条例2件の計3件である。

はじめに、条例については、去る10月17日に、職員の給与等について、議長及び知事に対して、県人事委員会から勧告及び報告があった。その取扱いについて慎重に検討を行ってきたが、一般職の給与等について、県人事委員会の勧告及び報告を踏まえ改定することとした。次に、補正予算案については、今回の給与改定に伴い不足が見込まれる給与費について補正予算を編成したもので、一般会計の補正予算額は、66億4,482万2千円となった。

議案の詳細については、このあと企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

次に、最終日に追加提案をお願いしたいと考えている人事議案について、説明申し上げます。サイドブックにある、「令和6年12月定例会に追加提出する人事議案」を御覧いただきたい。その内容であるが、教育委員会委員、収用委員会委員、収用委員会予備委員、公害審査会委員の任命についてである。埼玉県教育委員会委員に今井房子氏を新たに任命することについて、埼玉県収用委員会委員に山崎祐史氏を新たに任命することについて、埼玉県収用委員会予備委員に高松佳子氏を新たに任命することについて、埼玉県公害審査会委員に小川優子氏、長嶺拓夫氏、高坂祐顕氏、中野道王氏、松浦宏昭氏、安部智子氏、亀井美登里氏の7名を再び任命するとともに、関口和正氏、岡本千代氏、高橋幸雄氏、小坂久仁子氏の4名を新たに任命することについて、それぞれ御同意をお願いするものである。経歴等については、お配りしているので、御覧いただきたい。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。どうぞ、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、委員長のお許しを頂いたので、12月6日、一般質問初日に追加提案を予定している議案の詳細について、説明申し上げます。

サイドブックにある、「埼玉県議会令和6年12月定例会付議予定議案」のファイルをお開きいただきたい。

こちらの2ページ、資料1「埼玉県議会令和6年12月定例会付議予定議案件名表（追加提出）」を御覧いただきたい。まず、「予算」であるが、こちらは後ほど資料2で説明させていただきます。

3ページを御覧いただきたい。「条例」について、説明させていただきます。いずれも人事委員会の勧告及び報告を踏まえたものであり、主な改定内容として、給料表について、職員

給与が民間給与を2.79%下回ったことから、初任給をはじめ若年層に特に重点を置いて引き上げること、期末・勤勉手当について、年間支給割合を4.5月から4.6月に0.1月分引き上げることなどがある。1番は、知事部局、教育局及び警察本部などの職員の給与を改定するものである。

4ページを御覧いただきたい。2番は、教員など学校職員の給与を改定するものである。条例については、以上である。

続いて、補正予算案を説明させていただく。5ページを御覧いただきたい。資料2「令和6年度12月補正予算（追加）案の概要」を御覧いただきたい。この補正予算案は、今回の給与改定に伴い不足が見込まれる給与費について編成したものである。「1 補正予算額」についてである。今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で66億4,482万2千円となっている。「2 補正予算の財源内訳」についてだが、今回の補正では国庫支出金と繰越金を財源としている。次に6ページの資料3は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたい。

以上が、一般質問初日に追加提案を予定している議案の詳細である。よろしく願います。

委員長

2 質疑質問についての（1）質疑質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、資料1により、質疑質問者氏名及び質問形式を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

次に、（2）質疑質問順位の決定についてだが、まず、12月6日（金）については、自民、民主フォーラム、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、12月9日（月）については、自民、県民、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、12月10日（火）については、自民、民主フォーラム、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

12月10日については、1番目が保谷武議員、3番目が渡辺聡一郎議員で願います。

委員長

次に、12月11日（水）については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

12月11日については、1番目が東山徹議員、3番目が千葉達也議員でお願いする。

委員長

次に、12月12日（木）については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することよいか。

< 了 承 >

中屋敷委員

12月12日については、1番目が宮崎吾一議員、2番目が杉田茂実議員、3番目が鈴木正人議員でお願いする。

委員長

それでは、ただ今決定した質問順位を事務局から配布するので、御確認願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 意見書・決議案についてだが、件名については一般質問中日・12月10日（火）、案文については一般質問最終日・12月12日（木）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・12月20日（金）の朝の本委員会までに、御報告をお願いする。

委員長

4 予算特別委員会についてだが、去る11月25日（月）の本委員会において、予算特別委員会の設置に向けた協議を進めていくこととさせていただいた。

そこで、昨年度の予算特別委員会設置要綱及び議会運営委員会決定事項を基に、委員長案として、資料2のとおり、予算特別委員会設置要綱（案）及び議会運営委員会決定事項（案）を作成したので御確認願う。

< 確 認 >

委員長

主な内容を説明する。議会運営委員会決定事項（案）を御覧願う。

まず、「1 日程」だが、部局別質疑は5日以内、総括質疑は1日、討論及び採決は1日とした。

次に、「2 質疑時間」の（1）部局別質疑については、アにあるとおり、1部局当たり2時間30分以内を単位とし、複数の部局を審査する場合においても同様とすることとした。また、（2）総括質疑については、アにあるとおり、質疑時間は例年どおり5時間とした。その他の詳細は、後ほど案を御覧願う。

各会派におかれては、持ち帰り検討していただき、今後の本委員会で御協議いただきたいので、よろしくお願いする。

委員長

5 議事日程の確認についてだが、本日の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

6 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、12番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・12月6日（金）の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第開会することによいか。

< 了 承 >

令和6年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和6年12月6日(金))

委員長

1 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、資料のアンダーライン部分を御確認願う。

内水面漁場管理委員会から、本定例会に説明者として報告している内水面漁場管理委員会会長について、新たな選出に伴い、12月2日付けで変更する旨の報告があった。

この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、本日の議事日程は配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 了 承 >

委員長

なお、12月9日(月)、10日(火)及び11日(水)の議事日程は、開会日に確認したとおり、それぞれ3名の議員の質疑・質問となるので御承知おき願う。

中屋敷委員

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間を頂きたいと存じる。

我が会派は、今定例会で議員提出議案として、二つの条例案を提案したいと考えている。条例案の概要をお配りして、説明させていただきたいと存じる。

委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

委員長

事前に自民から概要の資料を預かっているので、事務局から配布願う。

<事務局職員が資料を配布>

委員長

それでは、説明をお願いする。

中屋敷委員

はじめに、「埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」の「条例案の概要」を御覧願う。

北朝鮮が拉致の事実を認めた日朝首脳会談から20年以上が経過したが、帰国を果たした拉致被害者は5人にとどまり、いまだに拉致問題の解決には至っていない。埼玉県においても、政府が認定した拉致被害者1人を含む21人の安否がいまだに確認されていない。拉致問題の被害者等とその家族の高齢化が進む中で、時間的制約があるこの問題は、ひとときの猶予も許されない人道問題であり、一刻も早く解決されなければならない。そこで、

私たちは、拉致問題等の早期解決に向けた取組に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、拉致問題等の早期解決に向けた施策の基本となる事項について定めることにより、拉致問題等を風化させてはならないという決意の下、拉致問題等に関する理解の増進を図ることでその解決に向けた気運を醸成し、もって拉致問題等の早期解決に資することを目的とする条例を提案したいと考えている。

次に、「埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」の「条例案の概要」を御覧願う。民間金融機関による実質無利子・無担保の「ゼロゼロ融資」の返済開始のピークが令和5年度から到来していることや、原材料価格の高騰、人手不足の影響などから、経営状況の厳しい中小企業者が増加しており、迅速な事業再生等を支援する必要性が高まっている。県の制度融資を利用している中小企業者が返済不能となった場合、県信用保証協会が代位弁済をした後、求償権を行使し、資金を回収した際に、県は保証協会から回収納付金を受け取る権利を有することとなるが、県がこの権利を放棄するには、地方自治法の規定により、議会による議決を要することになっている。そこで、私たちは、県が保証協会から回収納付金を受け取る権利の放棄に関し、知事の承認によって行えるよう必要な事項を定めることにより、中小企業者の事業の再生等を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする条例を提案したいと考えている。

各会派におかれては、お持ち帰りの上、御検討いただくようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の件については、今後の本委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく願います。

委員長

2 その他に入る前に申し上げます。

本日から一般質問に入るが、質問時に電子データを含め、パネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げます。

委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・12月12日（木）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和6年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和6年12月12日(木)第1回)

委員長

1 知事追加提出議案についてだが、堀光副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、今定例会に追加提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

サイドブックにある、「埼玉県議会令和6年12月定例会付議予定議案(追加提出)」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和6年12月定例会付議予定議案件名総括表」である。

追加提案する議案は、「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」1件である。本議案は、一般職の期末・勤勉手当の引上げや国の動向などを総合的に勘案し、知事等の特別職の期末手当の年間支給割合を0.05月分引き上げるものである。なお、知事の期末手当については、国の特別職の対応に鑑み、当分の間、支給割合を据え置くこととする。

また、今回の給与改定に伴う所要額については、既定予算の範囲内で対応可能なことから、予算の補正は見送らせていただきたいと存じる。

以上、簡単ではあるが、今定例会県議会に追加提案する議案についての説明を終わる。どうぞよろしくお願いする。

委員長

ただ今、説明のあった知事追加提出議案については、本日の本会議の冒頭に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、知事追加提出議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内、発言順序は、多数会派順、発言通告書の提出期限は、次の本会議休憩中速やかにということではいかか。

< 了 承 >

委員長

2 議案(第121号議案~第157号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、配布した付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る12月6日(金)の本委

員会で、自民から提案のあった条例案2件が、提出されたので、御報告する。
まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第41号議案は、提案者を代表して、23番柿沼貴志議員が、提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

議第42号議案は、提案者を代表して、80番武内政文議員が、提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、これらの議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に、知事追加提出議案と併せて、質疑を行うことでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内、発言順序は、多数会派順、発言通告書の提出期限は、次の本会議休憩中速やかにということはいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、会派から提出された意見書・決議案の柱は、資料1のとおり、意見書24件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、案文については、さきの本委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出して下さるようお願いする。

< 了 承 >

委員長

4 予算特別委員会についてだが、去る12月2日（月）の本委員会において、資料2のとおり、予算特別委員会設置要綱（案）及び議会運営委員会決定事項（案）を配布させていただいた。

各会派におかれては、持ち帰り検討いただいたことと存じるが、何か御意見はあるか。

< な し >

委員長

それでは、委員長案のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、予算特別委員会の設置の件は、最終日の本会議において、お諮りするので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

5 議事日程の確認についてだが、事務局から議事日程を配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

議第42号議案の提案説明までの議事日程は、配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

6 その他に入る前に、執行部から発言を求められているので、これを許す。

堀光副知事

委員長のお許しを頂いたので、発言させていただく。

中山貴洋企画財政部長は、体調不良のため、一般質問2日目から本会議を欠席しているが、本日も欠席させていただくのでよろしくお願いする。

委員長

6 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前9時30分現在、12番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問

1人目終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、午後0時15分を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和6年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和6年12月12日(木)第2回)

委員長

1 第158号議案、議第41号議案及び議第42号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、45番中川浩議員から、議第41号議案及び議第42号議案に対する質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、配布した付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

2 議事日程の確認についてだが、再開後の議事日程は、配布したとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日・12月18日(水)午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・12月20日(金)の本委員会で御協議をお願いする。

委員長

その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・12月20日(金)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

令和6年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和6年12月20日(金)第1回)

委員長

1 各常任委員会及び決算特別委員会の審査結果についてだが、配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

2 決算特別委員会「改善又は検討を要する事項」の配布についてだが、決算特別委員長から、本日の委員長報告に係る資料として、決算特別委員会「改善又は検討を要する事項」を本会議において配布したいとの申出があったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

3 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、資料1のとおりである。
特に討論を必要とするか、御意見を願います。

伊藤委員

本会議での討論を希望させていただく。

やはり請願は政治に参加する国民の権利の一部として大変重要なものである。常任委員会の議論にとどめることなく、本会議においても各会派の意見表明、討論の後に採決することが適当と考える。是非協議をお願いしたいと思う。

中屋敷委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないものとする。

委員長

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、資料2の案のとおり決定することに異議ないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、資料2の案のとおり決定した。

委員長

5 意見書案についてだが、各会派から提出された意見書案24件について取りまとめ、調整したところ、資料3の一覧表のとおり、共同提案4件となったので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

また、その他の2件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書2件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告する。

< 了 承 >

委員長

6 予算特別委員会についてだが、去る12月12日（木）の本委員会において、資料4「埼玉県議会予算特別委員会設置要綱（案）」のとおり、予算特別委員会を設置することで御決定いただいた。

まず、予算特別委員会に、令和7年度当初予算の総合的審査及び関連する事項の調査の件を付託の上、閉会中の継続審査とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、委員の選任についてだが、資料5の名簿のとおり選任することでよいか。

< 了 承 >

委員長

以上、予算特別委員会の設置、付託事件、付託事件の継続審査決定及び委員の選任については、委員長報告終了後に、異議なし採決により、お諮りすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、改革及び無所属は私から確認しておく。

また、正副委員長互選のための委員会を、次の本会議の予算特別委員選任後の休憩中に開会することでよいか。

< 了 承 >

委員長

7 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、資料6の

アンダーライン部分を御覧いただきたい。

執行部から、県民生活部長について、本定例会に説明者として新たに委任する旨の報告があった。この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

8 議事日程の確認についてだが、事務局から議事日程を配布願う。

< 事務局職員が資料を配布 >

委員長

予算特別委員の選任までの議事日程は、配布したとおりとなるので、御確認願う。

委員長

9 その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長から報告願う。

議事課長

本日午前９時３０分現在、１２番山崎すなお議員から欠席届が提出されている。

委員長

次に、（２）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、正副委員長互選のための予算特別委員会閉会后とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後２時を目途に再開できればと考えている。

委員長

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、午前１０時でよいか。

< 了 承 >

令和6年12月定例会 議会運営委員会における発言
(令和6年12月20日(金)第2回)

委員長

1 予算特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、委員長に高橋政雄委員が、副委員長に岡地優委員及び安藤友貴委員が、それぞれ互選された。

については、次の本会議の冒頭でこの旨の報告を行うので、了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

3 議案に対する討論の有無の確認についてだが、29番城下のり子議員から、第95号議案、第96号議案、第126号議案、第134号議案、第158号議案及び議第41号議案に対する反対討論、27番細川威議員から、第95号議案及び第96号議案に対する賛成討論、45番中川浩議員から、第95号議案、第145号議案～第147号議案、第156号議案及び第158号議案に対する反対討論、30番平松大佑議員から、第95号議案及び第96号議案に対する賛成討論、28番伊藤はつみ議員から、第132号議案、第133号議案、第137号議案、第141号議案及び第145号議案～第147号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序はただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

4 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

5 知事追加提出議案についてだが、去る12月2日(月)の本委員会において説明のあった人事議案についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)採決区分の確認についてだが、配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

6 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(4)委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5)討論の有無の確認についてだが、75番萩原一寿議員から、議第47号議案に対する反対討論、32番松坂喜浩議員から、議第47号議案に対する反対討論、29番城下のり子議員から、議第48号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

委員長

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6)採決区分の確認についてだが、配布した議員提出議案採決確認表のとおりで
よいか。

< 了 承 >

委員長

7 議事日程の確認についてだが、再開後の議事日程は、配布したとおりとなるので、
確認願う。

< 確 認 >

委員長

8 その他の(1)2月定例会の会期予定案についてだが、この件については、2月1
9日(水)から3月27日(木)の日程で、執行部と調整をしているので報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会
招集日の1週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。